

静岡市歯科技工士法施行細則の一部改正についての概要

1 規則等の案の題名

静岡市歯科技工士法施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

歯科技工士法 第 21 条第 1 項

歯科技工士法施行規則 第 13 条

3 改正の趣旨

歯科技工士法は、歯科技工所について、「歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう」等と規定し、法第 21 条において開設者による届出義務を規定している。また、歯科技工士法施行規則第 13 条において、法第 21 条の届出を行う事項を規定している。

今般、規制改革実施計画において、コンピューターを用いて歯科技工物の設計や製作を行う CAD/CAM 装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化することとされたことを踏まえ、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、デジタル技術を活用した歯科技工等、歯科技工士の業務の在り方等に関して検討が行われ、歯科技工士法施行規則について所要の改正が行われた。

歯科技工士法施行規則第 13 条に規定する届出事項の改正に伴い、静岡市歯科技工士法施行細則の一部改正を行う。

3 改正の内容

歯科技工所開設届出書及び歯科技工所開設届出事項変更届出書の様式（静岡市歯科技工士法施行細則 様式第 1 号及び様式第 2 号）に、リモートワークを行う者がいる場合は、実施場所及び当該者の連絡先の記載欄を追加する。

4 施行期日（予定）

公布日